



預ける、利用する

保育所・地域型保育事業所

●保育所

お問い合わせ | 各市町村(P31~49)

保護者が働いていたり、病気や介護などの理由で、子どもの保育ができないときに、保護者に代わって保育するための施設です。子どもの健全な心身の発達のため、家庭との緊密な連携の下、養護及び教育を一体的に行うことを目的としています。

① 利用できる年齢

0歳児から就学までの子どもです。0歳児は保育所により受け入れ態勢が異なります。

② 保育時間

1日8時間を原則としています。

③ 延長保育

保護者の要望に応じて、通常の保育時間の前後に、保育時間を延長している場合があります。この場合、保育料とは別に延長保育料がかかる場合がありますので、事前に保育所へご確認ください。

④ 休日保育

保育所によっては、日曜・祝日にも開園して保育を行います。平日は他の保育所に通園している児童でも休日のみ通園することも可能な場合がありますので、急な事情で休日保育が必要な場合等は休日保育を行っている保育所にお尋ねください。

⑤ 保育料の軽減

所得が一定額以下のひとり親家庭や在宅障がい者のいる家庭の場合は、保育料が減免されます。

また、兄弟姉妹で同時入所する場合や3番目以降の子どもが入所する場合、保育料が軽減(最大で無料)され、これに加えて、市町村によっては独自の保育料軽減を実施しているところもあります。また、令和元年10月から主に3歳以上の園児について幼児教育・保育無償化の制度が適用されています。詳しくは各市町村にお尋ねください。

⑥ 広域入所

居住地以外の市町村からの入所を受け入れている保育所もあります。

▶ 幼児教育・保育無償化 P17

▶ 保育施設等一覧 P50~



●地域型保育事業所

お問い合わせ | 各市町村(P31~49)

保育所と同様に、保護者が働いていたり、病気や介護などの理由で、子どもの保育ができないときに、保護者に代わって保育するための事業所であり、以下の種類があります。

基本的に、保育所より少人数(20人未満)で、0~2歳の子どもを預かります。

小規模保育……少人数(定員6~19人)を対象に、きめ細かい保育を行います。

※市町村の判断で3歳以上児の受け入れも可能

家庭的保育……家庭的雰囲気のもと、少人数(定員5人以下)を対象に、きめ細やかな保育を行います。

事業所内保育……会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもの一緒に保育します。

なお、利用できる年齢(0~2歳)以外は、保育所の②~⑥と同じになります。

▶ 幼児教育・保育無償化 P17

▶ 保育施設等一覧 P50~



預ける、利用する

幼稚園・認定こども園

● 幼稚園

お問い合わせ | 各幼稚園

幼稚園は、満3歳以上の幼児に対して就学前教育を行うことを目的とする学校です。幼児が遊びの中で主体性を発揮し生きる力を培い、家庭では体験できない新たな環境と出会うことを通じて、幼児の自立に向けた基礎を育成することを目的にしています。

① 入園できる年齢

満3歳となって初めて迎える4月から入園できます。

満3歳の誕生日を迎えた時点で、4月を待たずに入園できる幼稚園もあります。

また、子育て支援として、4月現在で満2歳を迎えている園児の受け入れを行っている幼稚園もあります。

② 入園の手続き

入園の手続きについては、各幼稚園にお尋ねください。

入園時期は4月ですが、年度の途中でも入園できる場合もあります。

③ 保育時間

1日の保育時間は、4時間を標準としています。ただし、幼稚園の教育方針などによって保育時間が異なる場合があります。また、県内のほとんどの幼稚園で、保育時間終了後の預かり保育を行っています。幼稚園によっては夏休みや冬休みなどの長期休暇中の預かり保育を実施している園もあります。

④ 保育料

市町村が定める額です。その他、施設整備費、給食費等が必要になる場合があります。詳しくは各幼稚園にお尋ねください。

⑤ 保育料の軽減

令和元年10月から幼児教育・保育無償化の制度が適用されています。

▶ 幼児教育・保育無償化 P17

▶ 保育施設等一覧 P50～

● 認定こども園

お問い合わせ | 各市町村(P31～49)

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

① 入園できる年齢

0歳児から就学までの子どもです。0歳児は認定こども園により受入体制が異なります。0歳から3歳未満の子どもの入園は、「子どもの保育ができない」*ことが条件となります。

*保護者が働いていたり、病気や介護などの理由で、子どもの保育ができないこと

② 入園の手続き

入園の手続きについては、各市町村へお問い合わせください。

年度途中での入園の場合、市町村へ早めにご相談ください。

(私立認定こども園における満3歳以上の子ども(「子どもの保育ができない」場合を除く)の入園については、施設へお問い合わせください。)

③ 保育時間

■「子どもの管理ができない」場合…1日8時間を原則としています。

■上記以外の場合…1日の保育時間は、4時間を標準としています。ただし、認定こども園の教育方針などによって保育時間が異なる場合があります。また、県内のほとんどの認定こども園で、保育時間終了後の預かり保育を行っています。認定こども園によっては夏休みや冬休みなどの長期休暇中の預かり保育を実施している園もあります。

④ 保育料の軽減

基本的に保育所⑤と同じになります。

▶ 幼児教育・保育無償化 P17

▶ 保育施設等一覧 P50～



預ける、利用する

幼児教育・保育無償化

令和元年10月から、3歳から5歳までの保育所、認定こども園、幼稚園などを利用する子どもたちの保育料無償化が始まりました。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象です。

無償化の対象は??

利用されている施設や、世帯の状況によって取扱いが異なります。

施設の種類	保育必要性の認定 (注1)	対象者	無償化上限額 (月額)
保育所、認定こども園、事業所内保育・小規模保育・家庭的保育	あり	◆3歳以上児～ ◆住民税非課税世帯の0～2歳児	全額 (注2)
認定こども園 (教育時間利用)	なし	◆満3歳～	全額
幼稚園 (新制度幼稚園) (注3)	なし	◆満3歳～	全額
幼稚園の預かり保育	あり	◆3歳以上児～	11,300円 (注4)
届出保育施設等 (注5)	あり	◆3歳以上児～	37,000円
		◆住民税非課税世帯の0～2歳児	42,000円

(注1) 市町村から保育が必要 (就労等により子どもを預けることが必要) との認定を受けることをいいます。

(注2) 延長保育料は無償化の対象外です。

(注3) 新制度幼稚園とは、市町村が保育料を定めている幼稚園をいいます。

(注4) 住民税非課税世帯の満3歳児については16,300円が上限額となります。

(注5) 届出保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業が対象です。

なお、市町村に無償化対象施設等であることを確認された施設等のみが対象となります。

手続きが必要な?

保育が必要であることの認定を受けて保育所、認定こども園、事業所内保育・小規模保育・家庭的保育に入所している場合は、原則、無償化のための申請は不要です。

施設を通して又は市町村に直接、無償化のための申請が必要な場合があります。

【手続きが必要な方の例】 幼稚園や認定こども園での預かり保育の利用、届出保育施設の利用など



預ける、利用する 病児・病後児保育

●病児・病後児保育とは

お問い合わせ | 各市町村(P31~49)

子どもが感染症などの病気にかかり、保育所に行くことができず、保護者の方が仕事などで休めない時に、子どもに無理をさせることなく、保護者に代わって保育士・看護師などが子どもの状態に合わせた保育・看護を行うことをいいます。



病児・病後児保育は、以下のタイプに分かれます。

★ 施設型

①病児保育型

子どもが病気の「回復期に至らない場合」で、当面の症状の急変が認められない場合に、病院・診療所、保育所等に設けられた専用スペースで一時的に保育を行います。

※施設によっては、①病児保育型②病後児保育型の両方を行っている場合があります。



②病後児保育型

子どもが病気の「回復期」で、集団保育が困難な時に、病院・診療所、保育所等に設けられた専用スペースで一時的に保育を行います。



いずれのタイプも、病気の子どもが安心して過ごせる環境を整えるために保育士・看護師が配置されています。また、医療機関との連携やほかの子どもへの感染に配慮されています。



お住まいの地域がどのような病児・病後児保育を実施しているかは、P59~61を御覧ください。
また、制度の詳細についてはお住まいの市町村の保育担当課にお問い合わせください。

代理のきかない仕事、頼れる親戚などがいない場合は、病児・病後児保育を利用できるように、事前にお住まいの市町村に利用手続きを確認しておく、いざという時に安心です。

